昭和44年4月5日発行　東京都千代田区役所（九段南1—6—11）
電　話（264）0151（大代表）　郵便番号102

区のおしらせ

No. 293

＝区内4番目の地域センター＝

「番町区民会館」がお目見え

利用は 4月10日から

区では、地域センターとして、従来の出張所を高層化し、みなさんにご利用していただくためのいろいろな施設を設けた区民会館を建設してきました。

これまでに神保町、神田公園、和泉橋の各区民会館が出来上っていますが、このほど、番町区民会館が完成し、去る3月27日同会館で、落成式が行なわれました。

番町区民会館は、いままでの出張所の二階建てを四階建てに増改築したもので、その中には、番町出張所事務室、お年よりのみなさんのいこいの場となる老人娯楽室、区民のみなさんが、各種のつどいに利用できる区民集会室や婦人集会室があります。また、働く青少年のみなさんのための商工青少年ホールもあって、読書室、レコード鑑賞室などが設けられています。

各施設は、4月10日から利用できます。

利用手続きや、利用料金などくわしいことは、番町出張所（電話(263)3831）へお問い合わせください。

新年度予算案などを議決
第一回区議会定例会おわる

昭和四十四年第一回区議会定例会は、三月十日から会期二十日間の予定ではじまり、三月二十六日会期を三日残して終わりました。

こんどの区議会では、議案が二十四件（うち一件は撤回）提案されいずれも可決、請願七件は継続審査に、また、十一件の陳情は、採択、不採択ともに各一件、他の九件はいずれも継続審査となりました。

つぎに、決まったもののうち主なものについて説明しましょう。

○昭和四十四年度予算が成立

くわしくは下段をご覧ください

○昭和四十三年度補正予算が成立

一般会計は一億三千六百九十六万三千円で、職員の給与費や、歩道アスファルト舗装工事費などが主なものです。これにより、一般会計の予算総額は、四十六億一千七百三十二万五千円となりました。

また、国民健康保険事業会計も四千七百七十九万四千円が追加補正され、総額は三億五百四十一万三千円となりました。

○「大手・丸ノ内地区」「神田一ツ橋地区」の住居表示が決定

すでに「区のおしらせ」二百八十八号、ならびに二百八十九号でおしらせしたように、昭和四十五年一月一日より、「大手町・丸ノ内地区」と「一ツ橋地区」で住居表示が実施されます。

○区立猿楽町住宅の契約が成立

区で四番目の区立住宅である「猿楽町区民住宅」（仮称）が、いよいよ近く着工されることになりました。

建設される場所は、猿楽町一―六―十で、駿河台地に隣接した静かな所です。

建物は、鉄筋コンクリート造七階建て、エレベーター一基がつき延面積は二、一九三・九平方メートルです。住宅は、全部で七十六戸になる予定で、住宅形式は、四・五帖、三帖、台所、便所の二K式が主体となります。

〔当初予算（一般会計）の内訳〕

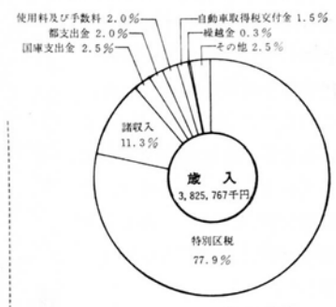

〔当初予算のあらまし〕

昭和四十四年度一般会計予算の総額は歳入歳出とも三十八億二千五百七十六万七千円で、前年度当初予算より、四億五千四百八十万七千円増えています。

この予算には、万世橋区民会館建設経費、町会補助金の増額、住居表示案内板設置費、老人健康診査の拡充経費、細道補修費、教職員住宅建設費などがもりこまれています。また、国民健康保険事業会計は総額三億百二十七万七千円で、前年度当初予算より四千五百六十二万二千円増えています。

猿楽町区民住宅(仮称)近く着工
完成は来年一月頃の予定

四番目の区民住宅である「猿楽町区民住宅」(仮称)が、いよいよ近く着工されることになりました。

建設される場所は、猿楽町一―六―十で、駿河台地に隣接した静かな所です。

建物は、鉄筋コンクリート造七階建て、エレベーター一基がつき延面積は二、一九三・九平方メートルです。住宅は、全部で七十六戸になる予定で、住宅形式は、四・五帖、三帖、台所、便所の二K式が主体となります。

完成は、来年一月頃の予定で、入居者募集の際は「区のおしらせ」その他で皆さんにおしらせします。

なお、工事期間中ご近所の皆さんには、なにかとごめいわくをおかけいたしますが、よろしくお願いします。

昭和43年度監査実施状況　〔監査委員事務局〕

種別	監査対象	回数	実施月	日数
例月出納検査	収入役室（現金出納状況）	12	毎月	12日
決算審査	昭和42年度決算	1	10月	7日
定期監査	事務事業全般	1	9月	10日
随時監査	建設部各課 厚生部各課、福祉事務所、 区立仙石荘 区立小中学校夏季施設5か所	4	6.7.8.2. 3月の各月	20日

ご寄付をいただきありがとうございました

掲示板　四基
内神田鎌倉町々会殿

4月1日から、神田小川町3丁目偶数番地を受け持つ出張所が、神保町出張所から、神田公園出張所に変わりました。

これにともない、この地域に住んでいるみなさんで、住民票や印鑑証明が必要となったときには、神田公園出張所へおいでください。

神田公園出張所の住所、電話番号はつぎのとおりです。

神田司町2の2
電話（252）7691

〔神田小川町3丁目偶数番地〕
受け持つ出張所が
神田公園に変わりました

商工融資受付け中（四月一日から）

営業資金＝五十万円以内（期限十八か月）
設備資金＝百万円以内（期限二十四か月）
利率はいずれも日歩二銭、申込みは区民部商工課商工係へ（電話内線251）

皇居前清掃の時間が変わります

時間＝午前六時三十分～七時三十分
期間＝四月から十一月まで

各小・中学校入学式と幼稚園入園式日程

◇小学校　四月七日（月）
　午前十時から　各校講堂で
◇中学校　四月七日（月）
　午後一時から　各校講堂で
◇幼稚園　四月十二日（土）
　午前十時から　各小学校講堂で

■中高層ビルの融資説明会

これから、個人または共同で中高層のビルを建てようと計画されている皆さんのために、〝中高層耐火建築物〟を中心とした融資説明会がつぎのとおり開かれます。

ゲタばき住宅、共同ビルなどのほか、一般建築の相談なども受け付けますので、どうぞお気軽においでください。

▽四月十四日　神田公園区民会館
▽四月十六日　神保町区民会館
▽四月十八日　和泉橋区民会館
▽四月二十一日　富士見区民館

時間は、いずれの会場も午後七時から九時まで。

うるさい音は区にご連絡ください
公害課が新設されました

近所の工場の機械の音や、ビルや道路建設の工事の音がひどくて、赤ちゃんが寝つかれないとか、隣家の犬のなき声や、楽器の演奏がうるさくて寝られない、また工場のばい煙や、悪臭がひどいなど〝都市公害〟にお困りのひとはありませんか。

このたび、区役所の建設部に「公害課」が新設され、皆さんの〝公害〟に関する苦情処理などつぎのような事務を区で取り扱うことになりました。

◇騒音規制法に関するもの
○騒音を出す機械や、施設の新設、増設、変更などの届出受付け
○騒音を出す、建設作業をする場合の工事作業の届出の受付け
○特定施設や特定建設作業から発生する騒音の苦情、陳情、改善命令、勧告、指導
◇工場公害防止条例に関するもの
○工場認可、指導、苦情処理、行政命令など、条例のすべて
◇騒音防止条例に関するもの
○工場騒音以外の一般騒音の指導
◇大気汚染防止法、ばい煙防止条例、水質保全法、工場排水規制法に関するもの
○それぞれに定められている施設の設置などの届出受付け

〝公害〟から皆さんの生活と権利を守るため「公害課」の窓口をぜひお気軽にご利用ください。

なお、このことに関するくわしいことは、建設部公害課へお問い合わせください。

人事異動

（四月一日付、カッコ内は旧職）

〔課長級〕総務部　財務課長田代文男（総務部税務課長）税務課長川又元彦（教育委員会社会教育課長）**区民部**　番町出張所長大野木行信（経済局消費経済部管理課企画係長）神田公園出張所長菊池義秀（北多摩西部事務所課税課税第一係長）**建設部**　公害課長芦川美夫（首都整備局副主幹公害防止指導担当）**教育委員会**　社会教育課長小島利彦（神田公園出張所長）教育センター所長稲垣義夫（主税局中央税務事務所課税第三課主査）

〔係長級〕企画室　主査長谷部共連（収入役室用品係長）**総務部**　財務課主査加藤文男（建設部管理課計画係長）税務課管理係長小黒正二（厚生部厚生課厚生係長）徴収係長多田穣四郎（厚生部国民年金課適用係長）**区民部**　区民課区民係長住永　衛（建設部管理課庶務係長）公会堂係長鈴木国右（番町出張所長）戸籍課証明係長仲村健一（厚生部厚生課福祉係長）住居表示課事業係長滝田三吉（区民部区民課公会堂係長）**厚生部**　厚生課管理係長斎藤和夫（総務部税務課管理係長）厚生係長三浦光夫（企画室主査）福祉係長渡辺力夫（同課厚生係長）国民健康保険課保険料徴収係長沢俊光（区民部戸籍課証明係長）国民年金課適用係長倉科芳行（神保町出張所区民係長）神田保育園長宮沢ヨウ（麹町保育園）**建設部**　管理課庶務係長西井義昌（区民部区民課区民係長）管理係長秋野輝雄（総務部税務課徴収係長）計画係長高橋博（交通局高速電車建設本部計画部設計第二課）土木課設計係長山下聖男（建設部土木課公園係長）工事第一係長広田利夫（同課設計係長）工事第二係長池畑亀雄（同課街路灯係長）工事第三係長　遠藤　均（同課工事第二係長）公園施設係長青木好春（臨時営繕工事本部技術課主査）建築課営繕係長三田村　勝（建築課設備係長）設備係長岸貞雄（土木課工事第一係長）臨時営繕工事本部技術課主査木村敏雄（建築課営繕係長）公害課公害係長戸塚純一（労働局中央労政事務所）**出張所**　番町出張所管理係長高木幹司（同出張所庶務兼区民係長）区民係長村上　博（総務部総務課）神保町出張所区民係長小林全（企画室）**収入役室**　用品係長木下　清（教育委員会学務課保健給食係長）**教育委員会**学務課保健給食係長石浜日出雄（監査委員事務局主査）**監査委員事務局**　主査服部博彰（区議会事務局庶務係長）主査村上重治郎（労働局特定失業対策事業事務所工事第二係長）**区議会事務局**　庶務係長小巻哲夫（建設部管理課管理係長）

〔組織改正による職務名変更〕区民部戸籍課戸籍調査係長江花雅夫（同課本籍係長）収入役室審査係長久保庭卓也（同室収納係長）出納係長氏室　寛（同室支払係長）

なお前財務課長森　三日生は南多摩新都市開発本部へ、前教育センター所長大村光政は建設局へ、前神田保育園長伊藤千枝子は江東区へそれぞれ転出しました。

また、前国民健康保険課保険料徴収係長松山隆則は、三月三十一日付で退職しました。

4・5月の仙石荘申込状況

（4月2日現在）

月日	曜日	申込める人数	月日	曜日	申込める人数
4/10	木	30	23	水	休館
11	金	39	24	木	休館
12	土	満員	25	金	49
13	日	12	26	土	満員
14	月	12	27	日	33
15	火	39	28	月	満員
16	水	24	29	火	28
17	木	45	30	水	55
18	金	40	5/1	木	55
19	土	満員	2	金	39
20	日	30	3	土	満員
21	月	46	4	日	61
22	火	休館	5	月	61

※ 土曜日の申込みは、前月の1日午前9時から受付けます。

老令年金が通算されるのをご存知ですか

昭和三十六年四月に国民皆年金の体制ができましたが、それと同時につくられたのが、通算年金です。これは「じゅずつなぎ方式」といわれているもので、種類のちがう年金でも、加入していた期間をつなぎ合わせて二十五年以上（国民年金の期間がはいっていないときは二十年）あれば、各制度からそれぞれ年数に応じた老令年金が支給されるというもので、掛金の掛け捨てをなくすということから、つくられたものです。

通算することが出来る年金は、法律上「公的年金」と呼ばれるつぎの年金です。

(1)国民年金 (2)厚生年金 (3)船員保険 (4)国家公務員共済組合 (5)地方公務員等共済組合 (6)私立学校教職員共済組合 (7)公共企業体職員等共済組合 (8)農林漁業団体職員共済組合

なお、女子が結婚等で会社などをやめたとき、厚生年金の脱退手当金を受けてしまいますと、それまでの期間は通算されませんからご注意ください。

くわしいことは、厚生部国民年金課適用係（電話内線277）へお問い合わせください。

国民年金保険料は四月中に納めてください

四月三十日は、昭和四十四年一、二、三月分の国民年金保険料の納期限ですから未納のひとは、最寄りの出張所または区役所へ納めてください。

また、昭和四十三年四月以降未納のひとも、四月末日までに納めませんと、五月以降から銀行、郵便局の扱いとなり、手続きがめんどうになります。

なお、昭和四十四年度分は、前納していただくと割引きされます

くわしいことは、国民年金課検認係（電話内線278）へお問い合わせください。

殺虫剤散布にご協力を〝清潔な町にしましょう〟

区では、伝染病予防と、清潔で快適な生活環境にするために、四月中旬から九月下旬まで六回にわたり、殺虫剤を町会ごとに散布いたしますから、つぎの点にご留意ください。

▽殺虫剤を取り扱うときは、火気に注意してください。

▽小鳥、金魚、植木、食物等には殺虫剤がかからないよう注意してください。

▽家のまわりを清潔にして、下水ドブ等には特に気をつけ、空ビン、空カン、水槽なども仕末してください。

なお、散布の際は、事前に町会に連絡の上実施します。

清潔な町にするためのご注意

▽ゴミ、厨芥処理容器は、必ずフタをすること。

▽犬の糞は、飼主が処理すること。

四月一日からお米の買い方が変わりました

四月一日から、家庭用と徳用上米は、米穀通帳で区内のどこのお米屋さんでも自由に選択し購入することができるようになり、家庭用の配給量も一人一か月十キロから十五キロに引き上げられました

なお、従来の外食券、各種加配（妊婦、在宅結核患者、長期入院患者、児童福祉施設被収容者、厚生保護会被収容者、個人労務者用加配）制度は四月一日から廃止になりました。

くわしいことは、区民部商工課商工係（電話内線251）へお問い合せください。

■商業英会話講習会が開講します

〔とき〕 第一部（毎週火曜日）＝四月二十二日から四か月間 第二部（毎週金曜日）＝四月二十五日から四か月間

〔ところ〕 神田公園区民会館内商工青少年ホール（神田司町二の二（252）七六九一～三 国電神田駅下車三分）

〔定員〕 第一部・第二部とも各五十名

〔資格〕 区内に事業所がある中小企業者（家族を含む）と従業員のひとで、聴講に熱意のある中学校卒業以上の学力があるひと（性別年令は問いません）

〔受講料〕 無料

〔申込み〕 四月十五日まで（定員になりしだい締め切ります）

〔申込み先〕 区民部商工課商工係

〔開講式〕 第一部＝四月二十二日（火）午後六時から 第二部＝四月二十五日（金）午後六時から

〔講師〕 独協大学助教授、お茶の水女子大附属高校講師 横井 正利先生

くわしいことは、商工課商工係（電話内線251・252）へお問い合わせください。